

令和 4 年 12 月 21 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

統計委員会建議への対応に関する追加資料 (医療施設調査（動態調査）)

【この資料の趣旨】

厚生労働省が、統計委員会建議で示された医療施設調査（動態調査）に関する課題に対応する過程において、新たに明らかになった事実と、その対応方針についての追加資料

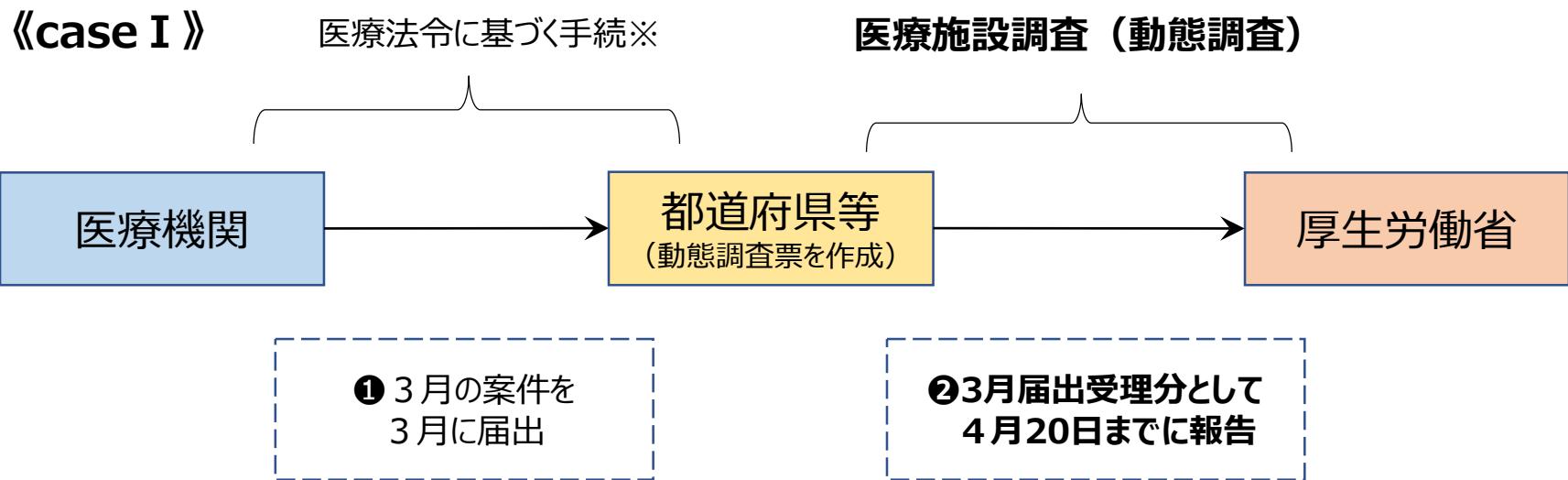
【目次】

1 (1) ~ (6)	遅延調査票とは異なる報告形態への対応	P 2 ~ 7
2	住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記	P 8

1（1）調査の実施上、基本的に想定される流れ

- 毎月実施されている医療施設調査（動態調査）は、基本的に、①医療機関が、医療法令に定める事由（注）が発生する都度、都道府県等に届出等を行い、②都道府県等がそれを受けたて動態調査票を作成し、厚生労働省に報告する流れが想定されている（⇒ case I）。

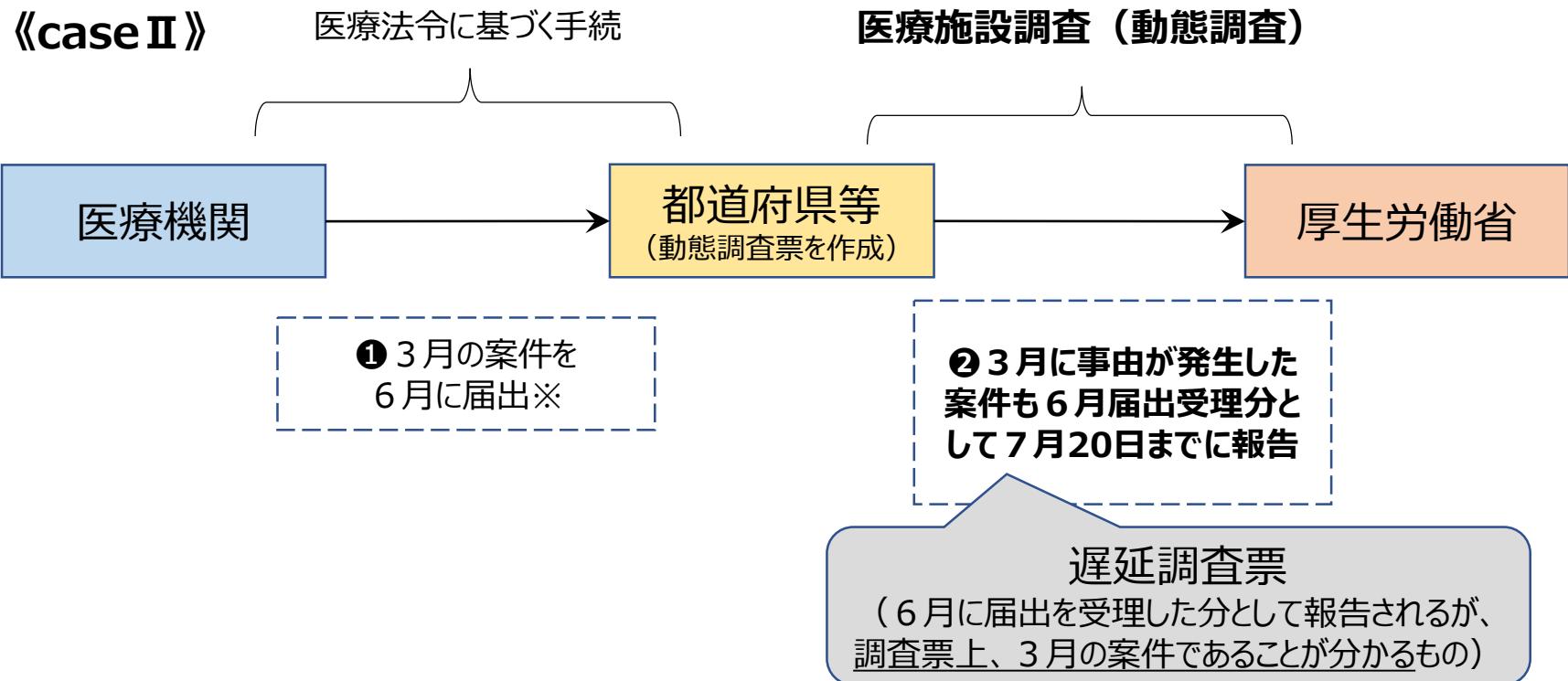
（注）新規開設、休止、廃止、再開、変更等



※ なお、実際には医療法令では事由が発生した日から10日以内に届出をすることになっている（以下、事由が発生した日から10日以内を「期日」という。）ため、3月下旬に発生した事由に基づく届出は適法に4月になされうるが、本資料では簡略化している。

1（2）統計委員会の建議立案の過程で認識されていた「遅延調査票」

- しかし、①医療機関から期日よりも遅れて届出等がなされ、②都道府県が、厚生労働省に報告しつつも、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできない場合（⇒ case II）。
- 統計委員会の建議においては、これを「**遅延調査票**」として整理。

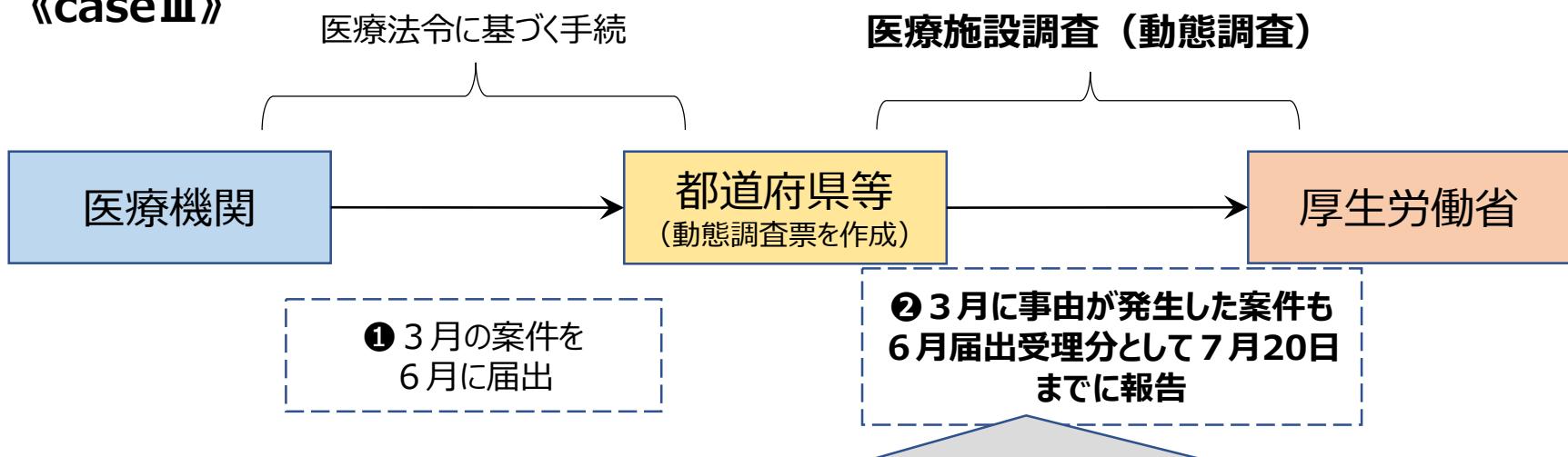


※ 期日までに届出があったが、都道府県等で動態調査票の作成が遅れることがある。

1（3）厚生労働省が建議で示された課題に対応する過程で新たに認識した内容

- 今般、厚生労働省が、建議で示された課題対応の一環として、都道府県等に対して、遅延調査票の発生原因を照会・確認（令和4年11月に実施）する過程で、47都道府県中少なくとも4県から、「事由発生の年月日ではなく、医療機関から都道府県等に対して届出等がなされた日で動態調査票を作成し、厚生労働省に報告している場合がある」との回答が寄せられたとのこと（⇒ caseⅢ）。
- これは、統計委員会の建議において整理された「遅延調査票」とは異なる形態（厚生労働省において「遅延調査票」として認識できないケース）と考えられる。

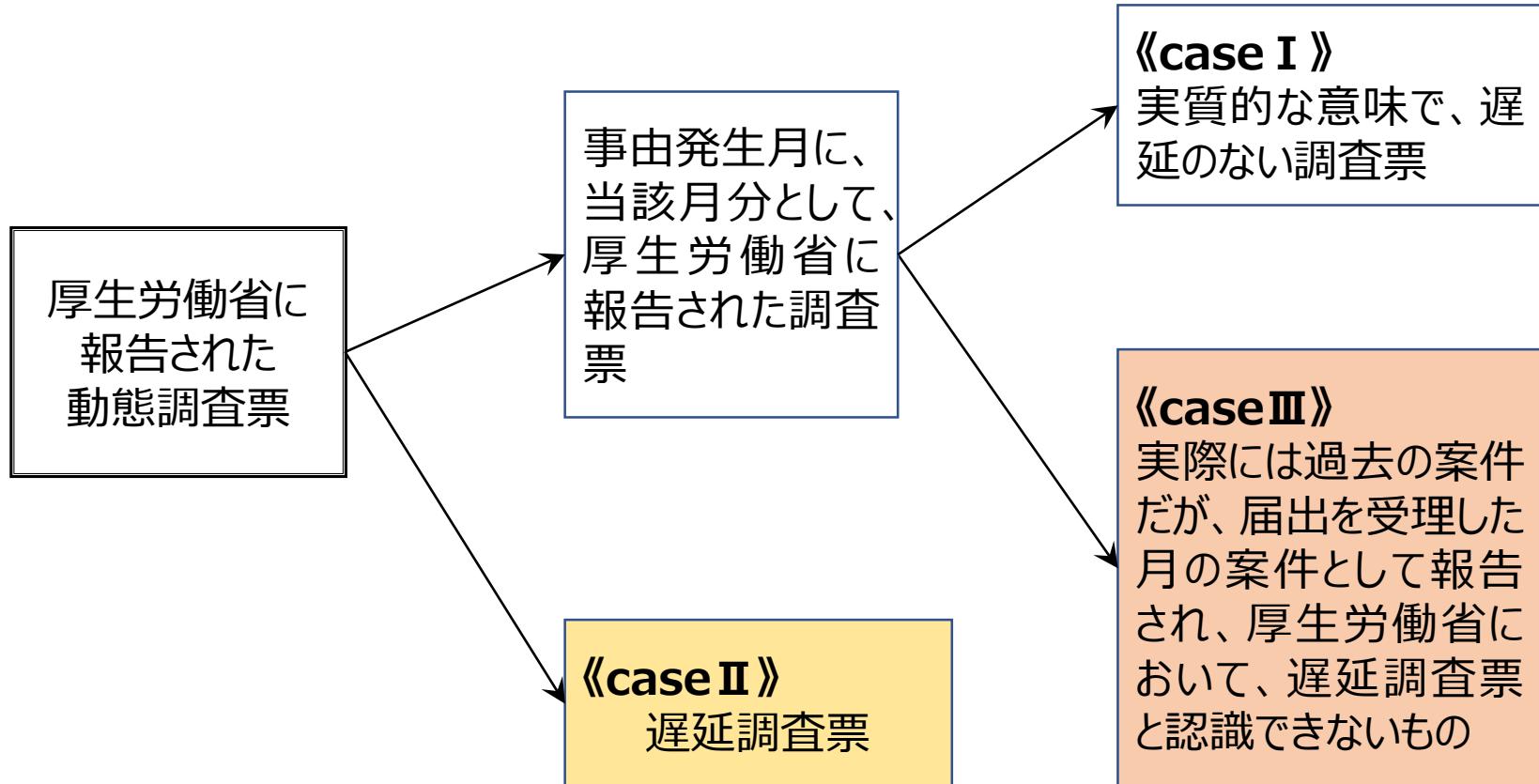
《caseⅢ》



実際には、3月の案件であるが、調査票上そのことが分からず、6月に事由が発生し6月に届出を受理した分として報告されているため、厚生労働省において、遅延調査票として認識できないケース

1 (4) 厚生労働省に報告された動態調査票のカテゴリー分け

- case I ~case IIIを踏まえると、厚生労働省に報告された動態調査票は、以下のようなカテゴリーに分けることができる。



1 (5) caseⅢの発生原因

- 厚生労働省は、動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の年月日について、調査の実施要領において、「事由が発生した年月日」を記入するよう都道府県等に対して指示している（注）。
- しかし、今回発覚したcaseⅢについて、都道府県等からは、「「届出受理又は処分等」を、都道府県等に届け出られた日と認識し、事由が発生した年月日で作成するという認識が十分ではなかった」旨の説明がなされている模様。

(注)厚生労働省が確認できた限りにおいて、動態調査が開始された昭和48年当時の実施要領には当該指示はなかったが、平成15年に指示が追加。その後、平成17年に一度削除されたが（削除の理由は不明）、平成22年に再度指示が明記され、現在に至る。

《動態調査票の該当部分》

(4) 処分等	届出受理又は処分等	元号	
		年	
		月	
		日	
	種 別	(略)	
	変更内容	(略)	

1（6）厚生労働省の今後の対応等

- 今回の新たな事実の発見を受け、厚生労働省は、caseⅢの発生規模を確認するとともに、以下の対応を行い、将来に向けて、caseⅢの事案が発生することのないよう対応する意向
- ① 都道府県等に対して、令和4年10月分以降について、医療法令に基づく届出等と動態調査票の内容を突き合わせ、事由の発生年月日で記入されていない動態調査票があれば再提出を求める
 - ② 都道府県等に対して、「事由が発生した年月日」を記入するよう再徹底するとともに、今後においても、継続的に周知徹底を実施
 - ③ 動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の項目名について、誤解の生じない項目名に修正する予定



これらの対応について、今後、人口・社会統計部会において、建議で指摘された課題への対応状況の確認にあわせて審議していただく予定

（部会審議は、本来の諮問事項である調査計画の変更について優先して行うため、caseⅢの対応を含めた建議対応については、令和5年2月7日（火）開催予定の医療施設調査に係る2回目の部会において審議し、同月開催予定の統計委員会で審議状況を報告いただく予定）

2 住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記

- 動態調査は、前記1のとおり、基本的に医療機関からなされた届出等の情報に基づき、都道府県等が調査票を作成し、厚生労働省に報告
- しかし、医療施設基本ファイルの更新の観点から、医療施設の住居表示の変更があった場合については、医療機関による法令上の届出手続はないものの、都道府県等が情報を把握した都度、調査票を作成し、厚生労働省に報告



- 動態調査票様式は、住居表示の変更について報告することも想定したものとして承認されているが、住居表示の変更情報の取扱い（医療施設基本ファイルの更新のために用いるものであり、集計を想定していないこと等）について、調査計画上、明記されていないことを、建議対応に伴う一連の確認過程で認識



- 厚生労働省は、前記1(6)③の変更申請に併せて、調査計画に追記を予定
- この対応方針についても、人口・社会統計部会において、建議で指摘された課題への対応状況の確認にあわせて審議していただく予定